

前橋市水道事業給水条例の改正について（議案第 1 1 3 号）

経営企画課

1 改正の理由

災害その他非常の場合において、迅速に給水装置の復旧等をできるようにするため、給水装置の工事を行うことができる者についての特例を定める。

2 内容

災害その他非常の場合においては、他の水道事業者（地方公共団体の長等）又は他の水道事業者が指定をした指定給水装置工事事業者に本市の区域内で給水装置の工事を行わせることができることとする。

3 施行期日

公布の日